

奈良県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地		名称		所在地		種類		指定年月日	
社会福祉法人一寿会	磯城郡田原本町大字西竹田二七〇一	社会福祉法人一寿会	磯城郡田原本町大字西竹田二七〇一	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日	居宅サービスの種類	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日
社会福祉法人一寿会	磯城郡田原本町大字西竹田二七〇一	特別養護老人ホームしきの郷	磯城郡田原本町大字西竹田二七〇一	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	介護老人福祉施設	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日	居宅サービスの種類	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十二月一日
社会福祉法人野迫川村社会	吉野郡野迫川村大字北股三	社会福祉法人野迫川村社会	吉野郡野迫川村大字北股三	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日	居宅サービスの種類	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日
社会福祉法人野迫川村社会	吉野郡野迫川村大字北股三	社会福祉法人野迫川村社会	吉野郡野迫川村大字北股三	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	居宅サービスの種類	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日	平成二十五年十一月一日

会 福祉協議

会 福祉協議